

減免基準の概要

対象となる条件	所得の基準	減免割合
<p>自然災害等により受けた損害金額(保険金等により補填される金額を除いた額)が、その資産の価格の30%以上のとき</p>	全世帯	<p>損害の程度が30%以上50%未満の場合 →50%の減免</p> <p>損害の程度が50%以上の場合 →100%の減免</p>
<p>刑務所等で服役(収監)中の場合で、国民健康保険の給付の制限を受けるとき</p>	なし	<p>給付の制限を受ける期間の全額</p>
<p>世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、または地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者になったこと、若しくは60日を超える入院をしたことにより、所得が前年に比して、60%著しく減少したとき</p>	<p>前年分の総所得金額が700万円以下</p>	<p>減少割合が60%以上80%未満の場合 →課税状況により40%～80%の減免</p> <p>減少割合が80%以上の場合 →課税状況により60%～100%の減免 ※所得割額のみ減免</p>
<p>解雇、倒産等による失業および事業の休廃止等により、所得が前年に比して60%著しく減少したとき</p>	<p>前年分の総所得金額が700万円以下</p>	<p>減少割合が60%以上80%未満の場合 →課税状況により40%～80%の減免</p> <p>減少割合が80%以上の場合 →課税状況により60%～100%の減免 ※所得割額のみ減免</p>

(注) この減免を受けるには申請が必要となります。